

# カード式貸金庫規定

津山信用金庫

## カード式貸金庫規定

### 1. (格納品の範囲)

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
  - ① 公社債券、株券その他の有価証券
  - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
  - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
  - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 犯罪・違法行為その他一切の反社会的な目的のための利用および違法な物品や犯罪による収益の格納はできません。
- (3) 当庫は、前記①～④に掲げるものについても、相当の理由がある時は、格納をお断りすることがあります。

### 2. (契約期間等)

貸金庫契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月31日までとし、契約期間満了日までに借主または当庫から解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続させるものとします。継続後も同様とします。

### 3. (使用料)

- (1) 貸金庫の使用料は、貸金庫使用料金表記載の料金により、1年分を前払いするものとします。
- (2) 支払方法は口座振替とし、毎年4月10日(当日が休日の場合は翌営業日)に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。
- (3) 当初契約期間の使用料は、契約時に、契約日の属する月を含め契約期間満了日(契約日から最初に到来する3月31日)までの月割計算により算定した額をお支払いいただきます。
- (4) 使用料は、諸般の情勢により変更することがあります。その場合、変更後最初に継続される契約期間から新たな使用料を適用します。
- (5) 貸金庫の種類を変更する場合、現在使用中の金庫より大型のサイズに変更したときは、変更月から大型の料金をお支払いいただきます。また、小型の金庫に変更したときは、変更月の翌月から小型の料金をお支払いいただきます。なお、変更年度内の重複する月分については、前契約使用料の未経過月数分を月割計算により返戻します。
- (6) 契約期間中に借主から解約の依頼があった場合は、解約日の属する月の翌月から契約期間満了日(次の3月31日)までの前払い使用料を月割計算により返戻します。

### 4. (鍵およびカードの保管)

- (1) 貸金庫には、【正】鍵と【副】鍵、およびカードが付属します。
- (2) 【正】鍵およびカードは、契約日に借主本人へ直接貸与します。貸金庫契約期間中は、開閉に必要となるため、大切に保管してください。カードには、契約時に暗証番号の届出が必要です。
- (3) 【副】鍵は、当庫職員立会いのうえ、金庫所定の「貸金庫副鍵袋」に入れ、借主の届出印章及び当庫責任者印にて封印し、当庫が保管します。

## 5. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人が、正鍵およびカードを使用して行ってください。
- (2) 開庫にあたってはカードリーダーにカードと暗証番号を入力して貸金庫室に入室し、貸金庫鍵を使用して金庫を開庫してください。なお、閉庫にあたっては、施錠を確認してください。停電等により、カードリーダーが使用できないときには、当庫所定の開扉請求書に記入し、提出を依頼することがあります。
- (3) 格納品の出し入れは、当庫営業時間内にかぎり、且つ当庫所定の場所で行ってください。

## 6. (届出事項の変更等)

- (1) 印章、名称、代表者、代理人、住所その他の届出事項に変更があったときは、借主本人が直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) この届出の前に生じた損害については、当庫は責任を負いません。
- (3) 届出のあった名称、住所にあてて当庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときも同様とします。

## 7. (印章、鍵、カードの喪失時等の取扱)

- (1) 印章もしくは正鍵またはカードを失ったとき、または毀損したときは、借主本人が直ちに届出てください。この場合、手続完了まで金庫の開閉は一時停止させ、また、手続にあたっては保証人を求めることがあります。
- (2) この届出の前に生じた損害については、当庫は責任を負いません。
- (3) 正鍵またはカードを失った場合、または、毀損した場合、錠前等の取替えに要する費用は借主の負担となります。なお、当庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。
- (4) カードの暗証番号を失念した場合、当庫は暗証番号の照会には応じられません。この場合、金庫所定の書類を提出し、再度新たに暗証番号を届出ることになります。

## 8. (印鑑照合等)

開扉請求他、各種手続の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開扉その他の取扱いをしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当庫は責任を負いません。なお、使用される鍵について当庫は確認する義務を負いません。

## 9. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由、または当庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。このために生じた損害については、当庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、毀損、変質等の損害についても当庫は責任を負いません。
- (3) 借主、もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 10.(反社会的勢力との取引拒絶)

貸金庫は、以下のいずれにも該当しない場合に使用することができ、いずれか一つにでも該当する場合には、当庫はこの貸金庫の使用申込をお断りするものとします。

- (1)借主が貸金庫申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2)借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ① 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己、自社、もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- (3)借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて当庫の信用を毀損し、または当庫の業務を妨害する行為
- ⑤ その他各項目に準ずる行為
- ⑥

## 11.(解約等)

- (1)この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、正鍵およびカードと、届出の印章を持参し、当庫所定の手続きをしたうえで、残留物がない事を確認したうえで、貸金庫を直ちに明渡してください。なお、正鍵およびカード、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか7.(印章、鍵の紛失等の取扱)に準じて取扱います。

- (2)次のいずれか一つにでも該当する場合には、当庫はいつでもこの契約を解除することができるものとします。この場合、当庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。

- ① 借主が使用料を支払わないとき
- ② 借主について相続の開始があったとき
- ③ 借主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 借主または代理人がこの規定に違反したとき

- (3)前記(2)のほか、前記 10.(反社会的勢力との取引拒絶)のいずれか一つにでも該当し、当庫が借主との取引を継続することが不適切であると判断した場合には、当庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当庫から解約の通知があったときは、直ちに前記(1)と同様の手続きをしたうえで貸金庫を

明渡してください。なお、この解約によって生じた損害については、当庫は責任を負いません。  
また、この解約により当庫に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただきます。

(4)前記(3)の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払っていただきます。この場合、前記3.(使用料)(3)にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに支払っていただきます。なお、当庫はこの不足額を明渡しの日、契約時に指定した口座から引落できるものとします。

(5)前記(1)から(3)の明渡し3カ月以上遅延したときは、当庫は副鍵を利用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、また、処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。なお、当庫は貸金庫の開庫に際して、公証人等に立会いを求めることができるものとします。これらに要する費用は借主の負担とします。

## 12.(相続の開始による取引停止)

借主の相続が開始したときは、相続手続が完了するまで、貸金庫の開閉を停止します。なお、代理人の届出をしている場合でも、代理人による開閉もできません。

## 13.(貸金庫の修繕、移転等)

貸金庫の修繕、または移転、その他やむを得ない事情により、当庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

## 14.(緊急措置)

法令の定めるところにより、貸金庫の開閉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等、緊急を要するときは、当庫は副鍵を使用して貸金庫を開閉し、臨機の処置をすることができるものとします。このために生じた損害については、当庫は責任を負いません。

## 15.(譲渡、転貸等の禁止)

貸金庫の使用権は、譲渡、転貸、または質入れすることはできません。

以 上

2015年5月 現在